みんなで守ろう住環境 !!!!!!



イメージ図

狭山市

柏原ニュータウン地区・地区計画 目次

	はじめに		
1	. 地区計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
2	. 柏原ニュータウン地区・地区計画の内容		
	(1)建築物の用途制限【A-1・A-2地区】・	•	2
	【B·C·D地区】···	•	3
	(2)容積率と敷地面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4
	(3)建築物の高さと外構等・・・・・・・・・	•	5
	(4)建築物の壁面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	6
3	. 地区計画区域内の建築行為等に関する手続き・・	•	7
1	拉佰ニュータウン地区・地区計画区域図・・・・		ç

はじめに

柏原ニュータウン地区は、昭和50年代前半に民間事業者によって大規模な宅地開発が行われ、道路・下水道・公園等の公共施設が整備され、敷地面積も広く、良好な環境が整った住宅地の供給が図られた地区です。

当該地区は、昭和55年より5期にわたり、約1300区 画という大規模な土地に建築協定が締結され、現在まで、そ の良好な住環境が守られてきました。

そこで、建築協定により形成された低層の戸建て住宅を主体とした現在の良好な住環境を、将来にわたり維持保全し、緑豊かで、快適な住環境の形成を図ることを目的として、平成28年2月12日に地区計画を都市計画決定いたしました。地区計画で定めたルールを守り、この素晴らしい住環境をみんなで守りましょう。

1. 地区計画とは

地区計画とは、地区の皆さんの生活に結びついた 一定の区域ごとに、地区の特性にふさわしい、まち づくりのためのルールです。

地区の皆さんが主体となって、まちの良い環境を 守ったり、さらに良くしたりするためのルールを定 め、都市計画法に基づいて都市計画として定めます。

2. 柏原ニュータウン地区・地区計画の内容

(1) 建築物の用途制限

建築物の用途を制限することにより、それぞれの地区にあった、良好な住環境を確保することができます。

【A-1地区・A-2地区】 地区については、地区計画区域図(P8)をご確認ください。

地区	A - 1地区 (第一種低層住居専用地域) (第一種住居地域)	A - 2地区(第一種低層住居専用地域)
面積	約34.8ha	約0.9ha
	次に掲げる建築物が建築できま	す。
建築物の用途制限	(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く) (2) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く) ア事務所イ学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設ウ美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 寄宿舎又は下宿 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	(1) A - 1地区の各号に掲げる建築物 (2) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く) ア日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ理髪店、美容院、クリーニング取済を営成に、美容院、クリーニング取済を営む店舗では、美容に、登上では、登上では、登上では、登上では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

地区	B地区(第一種住居地域) (第一種低層住居専用地域)	C地区 (第一種住居地域) (第一種低層住居専用地域)
面積	約6.3ha	約0.8ha
	次に掲げる建築物が建築できる	ます。
建築物の用途制限	(1) A - 1、A - 2地区の各号に掲げる建築物 (2) 次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下の兼用住宅に限る。ア事務所イロの販売を主たる目的をする店舗又は食容院、クリーニを営むは食って、大の他のでは、美質ででは、大の他でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(1) A - 1、A - 2、B地区の各号に掲げる建築物 (2) 事務所 (3) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 (4) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、質な装屋、9本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (5) 洋服店、器具屋、2 は1の 1 に

地区	D地区 (第一種住居地域)
面積	約0.7ha
建	次に掲げる建築物は建築できません。
建築物の用途制限	(1) ホテル、旅館 (2) 神社、寺院、教会等 (3) 公衆浴場 (5) 工場 (5) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設

(2) 容積率と敷地面積

容積率の最高限度

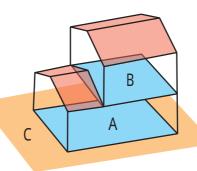
B地区

容積率を制限し、周囲の環境に調和した土地の利用を進めることができます。容積率を下げると、建物のボリュームを抑えることが出来ます。

容積率とは

右の図の場合

容積率 =
$$\frac{A + B}{C}$$
 × 100 (%)



B地区は、容積率を150%に抑えています。 B地区以外は、都市計画で定めている用途地域に基づきます。

敷地面積の最低限度

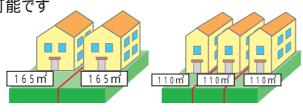
全地区共通

良好な住環境を維持保全するため、建築物の敷地面積は、 165㎡以上として〈ださい。

3 3 0 m²

例えば330㎡ の敷地では

165㎡にする 分割は可能です



1敷地が165㎡ 未満では分割で きません



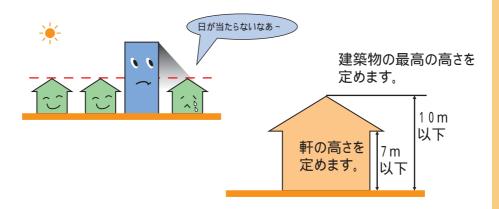
当該規定が適用された際、現に建築物の敷地として利用されている土地で当該規定に適合しないもの等は例外規定があります。 例外規定については、都市計画課の窓口でご確認ください。

(3) 建築物の高さと外構等

建築物の高さの最高限度

A - 1、A - 2、B、C地区

建築物の高さの最高限度を定めることにより、整った街並みを つくることが出来ます。



C地区は、建築物の軒の高さは定めておりません。

D地区は、建築物の高さと軒の高さを定めておりません。

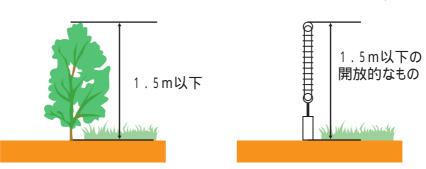
垣・さくの構造

全地区共通

敷地境界線の垣・さくの構造を定めることで、防犯、防災にも 役立ちます。

生垣

フェンス及びさく



建築物等の色彩:原色の使用を避け落ち着きのある色調とし、街並みとの

調和に配慮してください。

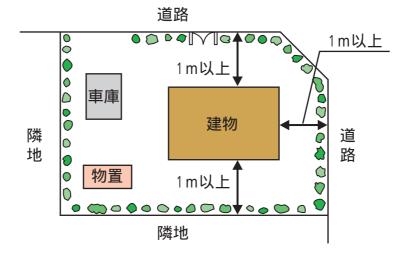
屋外広告物を設ける場合:原色を避け点滅式電飾等を用いないでください。

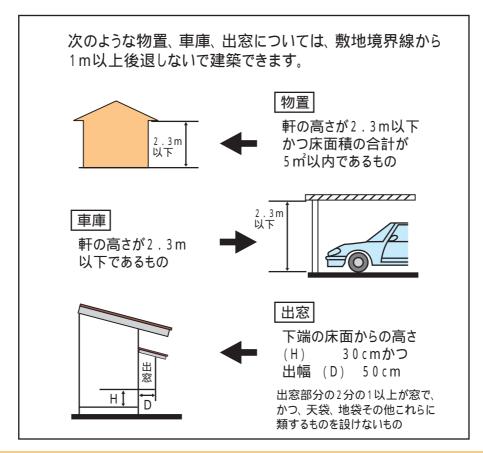
(4) 建築物の壁面

建築物の壁面の位置

全地区共通

道路や隣地から壁面を後退することにより、道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくることができます。





敷地面積180㎡以上の建築物の外壁又はこれに代わる柱から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とします。ただし、本計画が決定した際に本規定に適合しない建築物は例外規定がありますので確認してください。

3. 地区計画区域内の建築行為等に関する手続き

<届出に必要な行為>

・届出の行為は以下のとおりです。

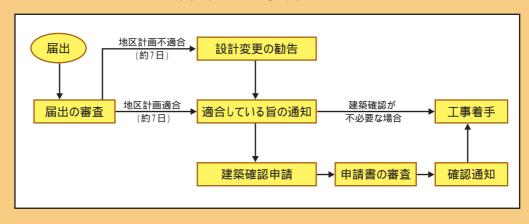
行 為	内 容 説 明
建築物の建築	「建築物」には、車庫、物置、建築物に付属する門、または、へいなどが含まれます。 「建築」とは、新築・増改築・移転のことをいいます。 (建築確認の不要な10㎡以内の増築も含みます。)
工作物の築造	「工作物」とは、垣・柵・へい・門・広告物・看板などを いいます。
建築物、工作物の 形態・意匠の変更	1111 A 9 .
土地の区画形質の変更	切土・盛土及び区画等の変更

届出が必要かどうか判断が難しい時には、都市計画課までお問合せ下さい。

<届出の方法>

届出書類	・「地区計画の区域内における行為の届出書」・・・・・2通 都市計画課に置いてあります。 ・「設計書」・・・・・・・・・・・・2通 地区計画に係る内容について記載した設計図書として 〈ださい。
提出先	·狭山市都市建設部都市計画課
提出期日	・工事(行為)着手の30日前まで 届出の行為(設計または施工方法)を変更した場合は、 「変更届出書」(添付書類を含む)を提出して〈ださい。

<届出から工事着手まで>



4. 柏原ニュータウン地区・地区計画区域図

